

意見書

平成20年6月23日

総務省情報通信政策局
放送政策課 御中

郵便番号 102-8080
住所 東京都千代田区麹町1-7

氏名 株式会社エフエム東京
ふきた みちおみ
代表取締役社長 富木田 道臣

「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会報告書（案）」に関し、別紙の通り意見を提出します。

1. 基本的な考え方について

第1章 検討の基本的視点／2 基本的な考え方／（1）基本的な考え方 において

⑤新たな放送の制度は、できる限り事業者の創意工夫を生かせるものとする事によって、中長期的に国民の多様なニーズを満たし、かつ、ビジネスとして維持できることに留意した。

とした点に強く賛同いたします。従来の放送制度とは違う、規制緩和により事業者の自主性を重んじ、事業の発展・継続性に留意した制度が導入されることを望みます。事業性を阻害する規制により、事業者の撤退が起こるようでは、結果的に公共の福祉の拡大につながらないこととなります。

2. 実現する放送について

第4章 1（1）マルチメディア放送の定義、項にて、

「全国向け放送」「地方ブロック向け放送」等の別を問わず、～（中略）～ このため、放送しなければならない「形態等」を定める事なく、携帯端末での受信を前提として、「映像・音声・データ」、「リアルタイム・ダウンロード」といったサービスを自由に組み合わせることを可能とするよう定義づけることが考えられる。

という考え方に賛同します。

これにより、全国向け、地方ブロック向け、新型コミュニティ放送ともに、このマルチメディア放送の定義にて規定されることから、第2章 実現する放送 中においては、「全国向けマルチメディア放送」とともに「地方ブロック向けマルチメディア放送」という記述に統一することで整合性を取るべきと考えます。

なお、第1章 1（1）において、「2003年10月に地上デジタルラジオ放送の実用化試験放送」とありますが、「地上デジタル音声放送の実用化試験放送」の誤記と思われます。

3. 技術方式の在り方について

第5章 1（3）国内規格の統一の要否 項にて

（注1）～（略）～ V-LOWに対応するアンテナを内蔵することは困難とされているため、「全国向け放送」と「地方ブロック向け放送」を一つの携帯電話端末で受信できるようにすることは難しいが、～

とありますが、①V-LOWとV-HIGHの周波数差（100MHz程度）では、アンテナ内蔵の技術的課題は然程の差がなく、②内蔵アンテナは外部アンテナ（端末外側のホイップアンテナ等）に比べて10dB程度感度が落ち現時点ではV-HIGHにおいても内蔵アンテナの実現は困難であることから、この記載は客観的事実に欠けております。V-HIGHが、今後の技術開発により内蔵可能となるのと同様にV-LOWでも技術開発による内蔵化の可能性があります。また、現時点でも内蔵以外のアンテナによる受信は十分可能なため、両バンド

の受信が困難との記述は不適切と考えます。従って、「注1）全体を削除いただきたく提案します。

4. 車載機向けサービスについて

第1章エ（エ）

携帯電話だけでなく、自動車向けにもサービスが実施出来るシステムと事業者を選択すべき」

上記の考え方に強く賛同します。事業者の比較審査の項目として「携帯電話以外の端末の実現性」というものを加えて頂きたい旨提案します。

5. サイマル放送について

第4章3（1）イにおいて、

ただし、サイマル放送が過度に増えることは、マルチメディア放送の新規性の観点から好ましくないことから、例えば、事業者の比較審査の際に新規コンテンツを盛り込んだ放送を多く有するもの優遇すること等も考えられる。

この考え方に強く賛同いたします。既存放送のサイマルは、周波数有効利用の観点にも反しており、また、新規参入を計画している事業者、コンテンツプロバイダを著しく阻害するものです。比較審査の項目に採用することに賛同します。

6. ビジネスモデルについて

第2章（2）ア 有料放送・無料放送の別 において、

～（略）～マルチメディア放送については、この「無料放送」に加え、衛星放送で行われている「有料放送」や新たなビジネスモデル（略）が考えられる。

という項について、マルチメディア放送の事業性を確保するためにも新たなビジネスモデルが必須であるという点で賛同いたします。この新たなビジネスモデルのなかには、有料放送やダウンロードコンテンツ課金に加え、端末課金（端末販売時の販売価格に利用料が含まれる課金モデル）も含まれることと理解いたします。

7. 利用者の限定について

第2章（2）イ事業規律（ア）利用者の限定 において、

～（略）～放送事業者がマルチメディア放送の提供相手を正当な理由なく特定の者に限定すること、例えば特定の携帯電話事業者の電話の利用者に限定すること（略）は、原則

として好ましいことではない。

という記述がありますが、例えば VICS のような特定の機能を持つ受信機向けのサービスにおいては、対応する受信機のユーザのみがサービスを享受できます。サービス開始当初は対応受信機に限られるため、一時的に特定の端末ユーザに限定された放送のような状態が生じますが、最終的に対応端末の拡大を想定している限りにおいては、ここで言及されている「利用者の限定」に該当しないことを明確にしていきたい。

8. 周波数割当て及び置局計画について

①第3章 周波数の割当て／3 新たな周波数割当て方法の検討／（1）「全国向け放送」の扱い において、

認定計画制度に倣った制度の導入に賛同いたします。ブロック分け、周波数の割り当て、置局のありかたなどを、民間の創意工夫に任せて提案させることは、国民のニーズを的確に反映させることになる上、技術の発展やニーズの変化などへの臨機応変な対応を可能とするものと考えます。

②第3章 周波数の割当て／3 新たな周波数割当て方法の検討／（2）「地方ブロック向け放送」の扱い において、

「地方ブロック向け放送」の区分けについては、全国向け放送と同様、国民のニーズが反映された効率的な区分けが事業採算性を加味したうえで決定されることが臨まれます。このため、全国一つの、もしくは全国連携可能な事業者によるブロックの区分け申請を原則とする認定計画制度の導入を強く希望します。

9. ハードソフト分離について

第4章 制度のあり方／2 参入規律／（1）参入の枠組み（いわゆるハードとソフト）について、

さまざまな分野のソフト事業者の参入をしやすいとする意味で、ハード・ソフトの分離の考え方の導入を支持いたします。また、ハード事業者による役務の提供条件を公正で透明なものにすべきという考え方に強く賛同いたします。

また、「ブロック向け放送」に関しては、ブロック間で放送サービスについての極端な差が出ないよう、あるいは、全国すべてのブロックで放送が実現できるよう、各ブロックの経済性などの実情に配慮してソフト事業者の参入を受け入れるようなハード事業者の参入が望ましく、また、そのためにもソフト事業者には免許なし、免許に準じた認定制度を設けることを望みます。

10. サービスエリアにおける世帯カバー率について

第3章 1 サービスエリアにおける世帯カバー率 (注2)において、

(注2) 本懇談会のヒアリングでは、「地方ブロック向け放送」については、事業開始から5年以内の段階で90%以上の世帯カバー率を実現できる旨の説明はなく、(以下略)

との記述がありますが、第10回懇談会の資料1ヒアリング資料P.2にありますように、エフエム東京は、地方向け放送において開始後4年で95%、5年で98%の世帯カバー率を実現するむね提案しております。現報告書案では、90%世帯カバーを実現できるとの事業者が皆無であったと読み取れる表現となっておりますので、この部分の修正を求めます。

また、サービスエリア内のカバー率については、固定受信機によるサービスエリア内の受信を唯一の基準とするのではなく、車載端末による移動体受信や都市部における携帯端末受信のカバー率を高めることを評価するなど、事業性に配慮した条件を導入することが望ましいと考えます。

11. NHKのノウハウ等の活用について

第4章 制度のあり方/2 参入規律/(1) 参入の枠組み/NHKのノウハウ等の活用について、

目下のNHK役割に関する議論を踏まえると、民業圧迫への懸念から、NHKは、ハード事業者としてもソフト事業者としても参入すべきではないと考えます。

一方で、VHF帯、特にLOW帯を利用するためにNHKが所有している設備(中継所、アンテナなど)については、国民的な財産といってもよいものであり、放送法を根拠として存在する公共放送事業者の財産を、新しい放送に参入する民間事業者に対し廉価で提供する義務を課すことは、社会的な無駄を省くことになるとともに、V-LOWにおける「地方ブロック向けマルチメディア放送」の事業性の向上やあまねく普及に大きく貢献するものとして、強く希望いたします。

12. スケジュールについて

第6章 今後のスケジュール について、

事業者の確定を出来る限り早め、その事業者による技術基準、標準規格の策定が行われることを希望します。

以上